

平成29年度

第1回玉村町総合教育会議会議録

平成30年1月19日（金）

平成29年度 第1回玉村町総合教育会議 会議録

平成30年1月19日（金曜日）

議 題

- (1) 学期制について
- (2) 放課後児童の対応について
- (3) 教員の過重労働について
- (4) その他

総合教育会議

教育大綱

出席者

町 長		角 田 紘 二
教育委員会 教育長		角 田 博 之
	教育長職務代理者	羽 鳥 美 晴
	委 員	五十嵐 英博
	委 員	齋 藤 玲 子

欠席者

教育委員会 委 員		田 中 美 鶴
-----------	--	---------

説明のため出席した者

子ども育成課長		萩 原 保 宏
子育て支援係長		小 林 弘 法
学校教育課長		小 板 橋 保
庶務係長		重 田 勢 津 子

事務局職員出席者

総務課長		萩 原 正 人
行政係長		松 田 純 一

○開 会

午後2時00分開会

◇事務局（萩原正人） 2時になります。皆さんお揃いになりましたので、開会いたします。



○あいさつ

◇町長（角田紘二） それではみなさんこんにちは。平成29年度第1回玉村町総合教育会議が開催されるにあたりまして、ご挨拶申し上げます。昨年の12月に新しい教育委員として田中美鶴さん、角田博之さんに教育長として就任頂きまして、新しく教育委員会が発足したわけですが、日頃より皆様方には玉村の教育行政に大変ご尽力いただきまして、29年度であります、よろしくお願ひしたいと思います。今日は最初でありますので、その他にも載っておりますけれど、この総合教育会議について皆さんと共通の認識を確認したうえで、今回の会議を開いていきたいと思ひます。一番最後の資料に、平成27年度4月1日施行の教育委員会制度に対して書いてありますので確認していただきたいのですが、3ページ、全ての地方公共団体に総合教育会議ということで、総合教育会議の設置が求められております。これは首長が招集しまして、会議は原則公開となっております。構成員は、首長と教育委員会。そして何を協議するかと申しますと、協議内容は教育行政の大綱の策定、それから教育の条件整備等重点的に講ずべき政策、児童生徒等の生命身体の保護と緊急の場合の処置ということが内容であります、これによって首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にする。それからまた、公の場で教育政策について議論をすることが可能になって、首長と教育委員会が協議調整することによって、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能だということであり、協議調整というのをこの場で行うということになります、最終的な執行権限は教育委員会に留保されておるわけであり、本日の会議でもっていろんな方向性を検討するというふうに理解するものであります。今日いくつか議題として挙がっておりますので、是非とも皆さんのご意見、そして私自身の意見も申し上げまして、是非この会議が有効になりますことをお願ひしたいと思います。簡単ではありますが挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◇事務局（萩原正人） ありがとうございます。それでは、教育長よりご挨拶お願ひいたします。

◇教育長（角田博之） こんにちは。先ほど町長のお話にありましたように、教育委員会も新しいメンバーでスタートをしているところです。玉村町の教育をどのように発展させていくのか、教育委員会内でももちろんですけども、町長部局と共に玉村町の全体の教育を考えながら進めていくことが大事なのではないかと考えております。世の中が大変なスピードで変化をしています。子供達を取り巻く環境も著しく変化をしているというふうに考えております。そうした中で玉村町の教育の、まずは実態を明らかにしながら今後の方向性をしっかりと練ったうえで、教育行政を推進していきたいというふうに思っております。いろいろとご協力をいただくところもあろうかと思ひます。

が、どうぞよろしく願いいたします。

◇事務局（萩原正人） はい、ありがとうございます。それでは議題のほうに入りますが、規約では町長が議長になるということなので、議長のほうに議題をお願いいたします。

◇

○議 題 （１）学期制について

◇町長（角田紘二） では、まず資料の確認を。

◇事務局（萩原正人） それでは資料の確認を。

◇事務局（松田純一） 私のほうで資料の確認をいたします。まず1枚目の次第をめぐっていただきますと、今回の玉村町総合教育会議の構成員の名簿がございます。本日田中委員におかれましては、お子さんの体調が悪いということでお休みの連絡を受けております。その次に今日の総合教育会議の発言要旨という両面の1枚紙、その後に放課後児童の対応というA4の紙がございます。その後政策提言に関する回答書ということでA3二枚が組み込まれた物がございます。その次にカラーで玉村町放課後子どもたまむらプラン工程表というものが1枚ございます。その次です。子供たちを支える地域の教育力というカラーでA3が二枚折込まれた物がございます。次に新聞の記事です。東京新聞の記事が1枚、その次に中央教育審議会が出された学校における働き方改革に係る緊急提言のホチキス止めされた物がございます。次、玉村町総合教育会議設置要綱、これは町の要綱でございます。最後に先ほど町長より説明しました平成27年4月1日の法律改正のパンフレット、こちらが1枚でございます。以上が本日の資料になります。

◇町長（角田紘二） これからは総合の通しナンバーを振っておいてください。では私のほうで議題に沿って進めさせていただきたいと思いますが、まず学期制についてということで、これは私のほうで発言させていただきたいと思いますが、これはこれまでも総合教育会議の中で出ていた議題ですので、あえてここに出したのは、教育委員の方も新しくなって今までの経緯を説明しておく必要があるかなということで出しました。田中委員さんが欠席であります、とりあえずこれまでいわゆる2学期制が10年続いて、2学期制に対する評価とそして問題点というようなものが言われていたわけでありまして、特に保護者の意見とか2学期制に対する住民の方のご意見とかいろいろあったと認識しております。特に議会等でもこの議題に対していろいろ議論がなされたわけですが、その結果、平成28年の11月でしたか、この学期制の検討委員会ということで設置されまして、今の教育長の角田さんが委員長で2学期制の検討委員会が1年間かけてなされたということであります。去年の12月にその答申をしていただきまして、今年の3月に教育委員会で結論を出すというスケジュールになっており、ここでも首長の意見としてどうなのかということも議会でもいろいろ質問を受けたこともありますし、前教育長もその件に関して答弁をなさっていたということで、みなさんご存知かもしれませんがいろんな議論があったという事でありまして。検討委員会の答申に関して私はいろんなアンケート調査等をしていただきまして、一応2学期制の評価と課題ということ

をまとめられ、さらに3学期制に関してはその問題点といえますか、3学期制の問題点と課題という評価を、課題というような形で答申がなされたというふうに認識しております。やはり教職員の方がゆとりをもってその教育にあたられ、そして子どもさん達もふれあいを通して、その生徒さんたちが意義ある学校生活ができるというような学期制を考えるべきというような内容であったのではないかと考えておりますが、とりあえず議会では教育委員会が出された結論を私自身は尊重し、それを行っていくというふうに答弁しておりますし、今でもその考えに変わりはありません。ですので、ここで教育委員会が3月までに結論を出していただいて、この問題に対する取り組みをしていただきたいと考えております。いろいろな2学期制に関する意見はありますけれど、これは検討委員会で十分結論といえますか答申されておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。何かこの問題に対してありますか。特になければよろしいでしょうか。ではそういうことで1に関してはそのようなことで終わりにしたいと思います。



○議 題 (2) 放課後児童の対応について

◇町長（角田紘二） それで2番の放課後児童の対応についてであります。資料としては2番の本日の総合教育会議の要旨があります。それから3番の放課後児童の対応、それから4番は参考ですが政策提言、議会からの政策提言書に対する回答書、5番は放課後子どもたまむらプラン、6番が群馬県教育委員会の資料というようなことでしておりますが、放課後児童クラブの児童の対応に関しては、なかなか理解しにくいということがありますが、放課後児童の対応というグラフ、表ですかね、これが結構よく書かれているのではないかと考えています。今までの経緯でもって、玉村町は右下の丸ですかね、放課後児童クラブということで子ども育成課が中心になった児童館で実施してきたということがあります。これとは別に放課後子ども教室ということで、生涯学習課、国で行くと文科省ということになります。このところで子ども教室というものもありますが、玉村町では実施してないということがございます。そして新たに放課後子どもクラブという両方を合わせたようなものが出てきているということでもあります。大きな違いは放課後児童クラブというのは働いているお母さんが仕事の為に、放課後家に帰っても家庭の方がいないという子が対象になる。ところが放課後子ども教室は特に親が働いているいないに関わらず、全部の生徒さんが対象になるということが大きな違いだというふうに私自身は理解しておりますが、この辺でこの今回の議題として取り上げたことに関しまして、町の考えあるいは担当の考えということで、子ども育成課から説明お願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◇子ども育成課長（萩原保宏） それでは私のほうから玉村町の放課後子ども対策の現状について説明させていただきます。発言要旨にありますとおり、現在玉村町では平成6年から県内ではいち早く各小学校区に児童館を設置しております。これは児童館だけではなく、放課後児童クラブ併設型の児童館を設置いたしまして、現在まで共働き家庭の放課後児童クラブを受け入れてまいりました

が、当初は西児童館から順次毎年のように5カ所整備をいたしまして、最後南児童館を設置するまで、当初は30人規模の児童クラブを設置していたのですけれども、最後は南児童館が50人規模の受け入れ規模になりました。ところが最近では女性の就業率が上昇しておりまして、現在72%程度ですが、あと5年間で80%くらいになるということで、各小学校区においてはもう少子化が進行しているのですけれども、共働きのために子どもを預けたい、放課後児童クラブを利用したいという家庭が増えているということです。実際の小学生のうち、全体の25%が放課後児童クラブを利用していると。特に1、2年生は45%を超える利用率がある状況です。現状は、平成27年度から4年生から6年生までを受け入れるようになったことから、現在も放課後に児童館のクラブ室をはるかに上回る、倍以上の受け入れを行っておりまして、一般利用の児童館の利用がほぼ全くなできないような状態になっております。外で遊ぶにしても鬼ごっこの隣で一輪車を遊んだり、ドッチボールをしたりと、現場の声を聞くと非常に危険だと聞いております。こうした中で、現在中央小学校区においては毎年待機児童がここ3年連続で発生する予定でして、周辺では文化センターの周辺に宅地分譲が230戸程度分譲されます。こうした中で子ども達の放課後の環境を良くする為には、現在の場所ではなくて可能であれば学校から移動せずに学校の敷地内、余裕教室等を使わせていただくのが本当は一番よいのではないかと考えております。既に全国では書いてありますように学校施設内、学校敷地内で放課後児童クラブを行っている所が54%となっております。続いて裏側の放課後子ども教室については生涯学習課が担当でありますので、省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、県内では20市町村が放課後子ども教室を実施しているということです。最後に町長から話がありましたとおり、放課後子ども総合プランを国が進めておりまして、27年度から5年間ということで放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型または連携して実施してくださいということです。具体的には国が掲げる目標は4つほどありまして、31年度までに新たに30万人程度の放課後児童クラブを用意するというのと、すべての小学校区2万カ所全国にはあるのですけれども、このうち1万カ所以上を放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型にするというものです。3つ目として新たに放課後児童クラブを開設する場合には80%を小学校内で実施する。最後なのですけれども、小学校外で放課後児童クラブを開設する場合においても、ニーズに応じて小学校内で開設することができますし、現に保護者の方のご意見ですけれども、玉村小学校区の西児童館は学校から遠いとの意見があり、もっと学校から近いところに持ってきて欲しいというようなご意見があります。

◇町長（角田紘二） 今説明を受けましたけれども、全国的には学校の空き教室を利用して放課後児童クラブを行っているのが多いわけですが、玉村町は各学校区に児童館を設けて放課後児童クラブをやってきたという経緯があります。しかしながら現状におきまして、中央児童館等においては希望する子供たちを対応できないようになっているということもありますし、他のところでも児童館だけの対応では困難になってきていると。それを小学校の中に別の建物を作って対応する

というのはなかなか町の予算的にも大変な状況になってきておりまして、町としてはどういう形にするかということがありますけれども、学校の施設、空き教室、あるいは他の部屋を使って放課後の児童の対応をしていきたい、していただけないかということで教育委員の皆様の考えをお聞きしたいということでもあります。この件に関して学校教育課のほうは、小板橋課長。

◇学校教育課（小板橋保） 学校教育課としましては、先ほど子ども育成課長のほうからお話があったとおり、子どもについては各学校の児童生徒の減少傾向ということですので余裕教室が生じている所については、今後その余裕教室が使われないということであれば、そこに放課後児童クラブ、そういうものに入っていただいても特に問題ないと思いますけれども、学校においては余裕教室の数が少ない所があります。特に中央小学校については先ほど子ども育成課長がお話したとおり、中央小学校区につきましては文化センターの周りが開発されておりますので数が足りないかなと思いますので、余裕がある学校については校舎内でも構いませんけれども、校舎内が無理ということであれば校庭の中に、町長の方でお金がかかるという話があったのですけれども、何かそこに建てていただいて、校庭を使っていただくのがありがたいと思います。それぞれ学校と学校の子どもの数に応じて放課後クラブの開設について考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◇町長（角田紘二） それでは今、学校によって異なる状況についてのお話が出ましたので、5番ですかね、玉村町放課後子どもたまむらプランの行程表がありますが、その説明をかねて子ども育成課長からもう一度説明してもらいたいと思います。

◇子ども育成課長（萩原保宏） はい、議会からの政策提言書についても説明させていただいてよろしいでしょうか。

◇町長（角田紘二） 政策提言書に対する回答についてからお願いします。

◇子ども育成課長（萩原保宏） それでは議会からの政策提言書について説明させていただきます。平成28年11月29日に議会から町長宛に政策提言書が提出されました。28年度から年1回という事で、1枚めくっていただきますと、1ページですけれども政策提言書に対する回答書ということで、町長と教育長と連名で回答しておりますけれども、特に文教福祉分野については提言3の放課後児童対策の推進についてというのがあります。これを簡単に申し上げますと、議会のほうからは2ページのほうですけれど、放課後児童対策に対する推進について、①ですけれども放課後児童クラブの対象年齢が27年度から6年生に引き上げられたことから、放課後児童クラブの受け入れ人数をはるかに超えて現在運営しているという事で、中央児童館では平成28年4月には15人の待機児童があり、こうしたことをうけて議会のほうでは、横浜市と川崎市を視察いたしまして、そちらでは都会で玉村町のようにはないですが、共働き世帯だけではなくて全ての世帯を対象に教育に支障のない範囲で、校庭や体育館の施設を利用していたと。そう言った中で玉村町の現状をみると、現在の放課後児童クラブだけでは限界があるので、学校施設を利用した放課後児童対策を早

急に検討する必要があるということで、町長部局と教育委員会の垣根を越えたプロジェクトチームを結成してくださいということで、1番に対する放課後児童対策プロジェクトチームを結成して連携して放課後児童対策を行うことという提言がありまして、これに対する回答ですけれども、簡単に申し上げますと次の3ページにかけてですけれども、上から4行目のところですが、実際は昨年の4月から子ども育成課、学校教育課、生涯学習課を中心に子ども子育てプロジェクト会議を設置いたしまして、3つの取り組みを行ったという事です。子ども子育て支援事業計画の中間見直し、それと幼稚園と保育所の再編整備計画、この後説明いたしますが放課後子どもたまたむらプランを策定いたしました。2つ目は3ページの下2番ですけれども、小学校校区ごとの児童数を推定して余裕教室等の活用を検討することというのがありまして、これについての回答ですけれども、今後の推計を4ページ5ページにありますけれども、将来の34年度までの推計、指導要領の改訂等もございまして、それを踏まえて検討いたしましようということです。総合計の一番右側のクラス数を見ますと、29年度から34年度までクラスについては64、65、67と増えるのですけれども、その後66、65、63と減ると。玉村小学校区については来年度1クラス増えますけれども34年度は13になる見込み。上陽小学校においてははずっと12クラスでいきます。5ページは芝根小、中央小、南小になっておりますけれども、すでに玉村もかなり児童の数は減少しております、芝根小、南小については大幅に減少している傾向です。6ページなのですけれども、特に3番、特に中央小学校区においては、文化センター周辺整備事業に伴う児童増に対応すべく今から準備をしていくことという提言を受けました。次に先ほど言いましたが、玉村町放課後子どもたまたむらプランの行程表、先ほど説明いたしました玉村町子ども子育てプロジェクト会議、学校教育課、生涯学習課、子ども育成課、総務課も交えてですけれども、検討を昨年度から7回開催いたしました。この間に6回、子ども子育て会議という玉村町の小中学校、幼稚園とか、学校長、幼稚園長、民間の保育園長、公立の児童クラブの園長、公募の保護者であるとか、会長は健大の千葉教授が務めております、その会議の意見を聞きながら進めた訳ですけれども、この行程表をご覧いただきまして、表側は小学校が表示されております。一番上が玉村小学校、芝根小学校、上陽小中央小と、その下にカッコ内にあります全教室から使用している教室、余裕教室の数を算出したものなのですけれども、玉村小学校においては7教室が余裕教室、芝根小学校については5教室、上陽小においては1教室、中央小学校は5教室、南小学校については7教室が余裕教室となっております。議会からの提言等もありまして、小学校の余裕教室の活用については各学校長と意見交換を行いまして、まず玉村小学校については現在その小学校区域においては公立の西児童館、まちなか交流館の中にスマイルという放課後児童クラブがあります。スマイルについては唯一公設でNPO法人おたがいさまが運営しておりますけれども、こちらの運営におきましては子どもの遊び場が唯一ないということから、子ども達のストレスも溜まるという報告を受けております。玉村小学校に余裕教室の活用を申し入れましたところ、2教室提供して頂けるということです。来年度、平成30年度になりま

すけれども、教室の簡易の改修をおこないまして、平成31年度から余裕教室を活用していきたいと思っております。続きまして、少し飛びまして中央小学校区ですけれども、こちらは28年度、29年度、30年度の初めも待機児童が発生する見込みです。こちらについては、中央小学校区が一番南になってしまいますけれども、私立のにしきの保育園が来年度40人規模の放課後児童クラブを開設していただけるということですので、公設ではなく民営でお願いしていくということです。この増築工事を来年行いますけれども、国と県の補助金を足して工事を行っていただくということになります。文化センターの周辺に分譲が開始されましたけれども、文化センター前の南北の通りの東側が、すでに分譲が始まっているわけです。今後子どもがどの位増えるかというのは推定しておりますけれども、予想以上に増えた場合には中央児童館でも入りきらないことが予想されます。そうした場合には中央小学校区の敷地内等へ新設をさせていただくこととなります。しかし子どもの増加については流動的な要素もありますので、新設については後年度にいく可能性もあります。欄外に学校敷地内等とあるのは、学校敷地内に独立施設であるプレハブを作ったり、余裕教室を活用したり、学校施設内のスペース、例えば食堂棟を使用したりということが想定されます。なお、先ほど説明しましたにしきの保育園につきましては、中央小学校区だけではなくて、全小学校区の放課後児童クラブを利用したい方については、送迎の準備も整っています。現在町の放課後児童クラブについては6時30分まででありますけれども、にしきの保育園の放課後児童クラブは7時までとなっております。それと上陽小学校区については余裕教室がありません。上陽の放課後児童クラブは現在いっぱい状況ですけれども、何とかそのままいけることが予想されますので、平成31年度までは現状そのままです。芝根小学校と南小学校については余裕教室もありますので、その他学校敷地内の運動施設、学校敷地内のスペースも含めて、学校敷地内への移転を今後検討させていただきたいと思っております。具体的な検討については、子ども育成課、学校教育課、生涯学習課、学校長を含めた検討委員会を発足して検討を始めていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

◇町長（角田紘二） 今説明がありましたけれども、説明に関するご質問等がございましたら。なかなか推定で動かざるをえないところがありますけれども、一応30年、31年というようなことで、ここまでの段階ではこのような方向で行きたいというのが町の行政の希望であります。先ほど課長からも話がありましたけれども、学校の校長も含めました学校のご意見、教育委員会の意見等も考えてこのプランで行けるかという事ではありますが、それぞれの学校の事情もあるわけではありますが、余裕教室あるいは対応できる他の条件等を考えると、このような形で今後生徒さんが増えるという事があればあれですが、全体の傾向としてはだんだんと減っていくという状況の中で学校を活用させていただく、学校の教室を活用させていただくという方向で教育委員会のほうでも協力していただければというのが町の意見であります。

◇委員（五十嵐英博） 放課後子ども総合プラン、国で言っているのは、モデルプランというのは放

課後の全児童対象に、学校等を使ってある一定時間子どもの趣味、学習も含めて活動をして、保護者が家庭にいる家庭は自宅に帰る、共働き等で親が家庭にいないという家庭については児童館に下校してくるというのが、国のモデルプランだと思うのです。今話を聞いていると、学校で行う全児童を対象としたというのは、今町としては考えられないと。むしろ保護者がいない家庭の今の児童館の収容を何とかさらに広げていきたいというのが、放課後子どもたまむらプランの行程表というのは、児童館を考えていくうえでの行程表だと思うのですが、ちょっと気になるのはその全児童を対象にした学校での活動というのかな、子ども教室というのを玉村ではプロジェクト会議等どのように考えられているのかと思うのですが。

◇町長（角田紘二） 子ども教室というのは全児童を対象にしたものなのですか。いわゆる希望者じゃなくて全員をやるというのが子ども教室なのですか。

◇委員（五十嵐英博） 全員が対象ですがその中の希望者です。

◇町長（角田紘二） その中の希望者ですよ。要するに親の職業とかの状況は関係なしにすることが子ども教室だと認識しておりますけれども、これでよろしいですか。

◇委員（五十嵐英博） 一応全児童対象ということで、その中の希望で子どもが活動に参加したいという。

◇町長（角田紘二） 今の質問は、放課後児童クラブ、今の児童館が行っているのを学校で行おうというのが考えということでよろしいですか。どうですか課長。

◇子ども育成課長（萩原保宏） はい。実は放課後子どもたまむらプラン行程表なのですが、実は放課後子どもたまむらプランの中には、放課後児童クラブと放課後子ども教室というのがありまして、具体的に両方を今後どのようにしていくかというのが掲載してありまして、具体的に放課後児童クラブについてはこのような計画になります。放課後子ども教室については31年度までにどうするかということで、その記載は申し訳ありません、省かせていただいたのですが、その部分について読ませていただいてよろしいですか。放課後子ども教室の平成31年度までに達成されるべき目標事業量と整備計画、実施に関する具体的な方策については、現在玉村町では学校支援センター及び学習支援事業で放課後学習支援の体験学習等を行っている。そのため放課後子ども教室については、生涯学習課において引き続き実施に向けて検討してまいりますとなっております。もう一つ小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用についての具体的な方策についてですが、先ほど説明をさせていただきました余裕教室のある小学校については学校教育課、生涯学習課、学校、子ども育成課等で構成する検討委員会を設置し、学校設備の一時使用等に関する方針を含め積極的な利用の検討を行いますということになっております。具体的に玉村町においては全ての学校で学校支援事業を現在行っておりまして、学校支援事業というのは、どちらかというと学校が主体となって地域の方々に学校を支援してくださいとお願いをする学校の行事というわけでありまして。放課後子ども教室というのは生涯学習課の方で主体となりまして、地

域の方を集めているいろんな体験活動であるとか学習支援等を行うと。学びの場を設けたり、スポーツ文化活動もということでありますけれども、大きな違いは学校が主体となるか、そうではなくて地域の方の参画をえて、生涯学習として生涯学習課のほうが主体となって学校の中で進めるかというのが大きな違いだと思うのですけれども。

◇学校教育課長（小板橋保） 学校支援センターの関係につきましては、学校教育課、私のほうで。萩原課長のほうからお話があったこととほとんど変わらないのですけれども、カラー版の資料がありますでしょうか。そちらをめぐってもらって4ページ学校支援センターとはというのがあります。ここにイメージ図というのがあるのですけれども、これを見ていただきますと学校、家庭、地域の連携によって教育支援活動の充実というのがあります。ここにあるように学校の先生、コーディネーターのような形で行っているのですけれども、地域の方の力も借りて体験活動あるいは学習支援、そういうものを現時点で既に行っております。ただ、これにつきましては当然学校の先生が関わっておりますので、先生の負担とかの問題を考えると多少はあるのですけれども、子ども達に対しては全ての子どもを対象にこういう活動を行っている。ただこれは毎日行っているものではありませんので、毎日子どもを対応するとなると、ちょっと対応はできないかなという感じがいたします。別紙の放課後児童の対応というA4の一枚紙、丸が3つあるものなのですけれども、その中の一番上にあります小学校、学校教育課、放課後支援、補充学習等、これも学校で行っている学習支援センターが行っているものとダブルところはあるのですけれども、学校教育課の予算の中で学習支援推進事業ということで行っております。これにつきましては、放課後子ども達に残っていただいて、ここにあるとおり補充学習というものを行ったり、夏休みにも子ども達に来てもらって、女子大生とかそういう方に来ていただいてですね、また地域の方につきましては体験学習を行うということで、学校教育課で行っている学習支援授業、それから学校が行っている学習支援センターを中心とした事業、これを行うことによって、ある程度の放課後の子どもについては対応できているかなと。ただ、両親が共働きで親御さんが帰ってくるのが6時、7時という、そういう方につきましては対応ができていないという状況ですけれども、学校が放課になる時間、夏場ですと4時半、冬場ですと4時なのですけれども、それまではある程度、希望する者に対して毎日ではないですけれども、希望に応じて学校教育課等でやっている学習支援推進事業、それから学校でやっている学校支援センターの取り組み事業というので対応できているかなと考えております。ただ、なかなか時間が過ぎまではやっておりませんので、こちらの子どもの対応というのはなかなかできていないという現状でございます。私のほうからは以上です。

◇町長（角田紘二） 毎日ではないということですがどの位、具体的には。

◇学校教育課（小板橋保） それは学校によって違うのですけれども、週1回やっていたり、月に何回か。内容によってもいろいろ違います。

◇町長（角田紘二） 五十嵐委員さん、今の内容に関して。

◇委員（五十嵐英博） 放課後児童館に行かない子の活動、まあ希望がある児童についていかに確保していくかというのも課題かなと思っているのですが、なかなか難しい面がね。学校施設を使ってやることなので難しい面もあるのかなという気がします。

◇町長（角田紘二） 児童館に行かないというのは、児童館は嫌だということですか。そういう意味なのですか。

◇委員（五十嵐英博） いや、保護者が家で対応できるという。

◇町長（角田紘二） 児童館の対応にならないということですか。

◇委員（五十嵐英博） 国で言っているのはそういう子も含めて、子ども教室というわけで。

◇町長（角田紘二） それはここの丸でいうと、放課後子ども総合プランという考え方でいいのですかね。国はこれを一緒にしたようなあれですよ。

◇委員（五十嵐英博） 子ども教室と放課後児童クラブを一緒に。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） よろしいですか。私の知っている子なのですが、今小学6年生で玉小に行ってます。彼女が5年生の時ですか、板井のところにある児童館、あれは何という児童館ですか、西児童館で点数制で児童館を使うのを拒否されたそうなのです。その時にあふれた子たちが4、5人いるらしいのです。そうすると、そのお父さんとお母さんは2馬力で働いてらっしゃるので、ましてやアパートに住んでらっしゃいますから、見てくれる人、おじいちゃんおばあちゃんもそばにいないし、困り果てて私のほうにいらした方がいらっしゃるのです。役場の方に聞きに来たら、初めて子どもの受け入れには点数制で何々が何点、何々が何点と事細かに言って、だから見られないと言う事で、本当にその両親も困って自分たちの務めの時間を少しずらしたらしいのですね。結局それでは大変だということで、実は高崎に越してしまったのです。

◇町長（角田紘二） いつの話ですか。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 越したのは去年の12月です。

◇町長（角田紘二） 拒否されたというのは去年の4月の話ですか。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そうです。5年生の春。去年の4月です。ずっとそれまで行っていたのですが、それでも6年生で。

◇町長（角田紘二） それまで行っていたというのは、児童館を利用していたということですか。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そうです。利用していたのです。だからまた6年生になっても受け入れると言う事でとても良かったなと思っていたら、そういうふうに入れてくれないという事で困ったと言っていましたので。それで疑問に思ったのは、おばあちゃんがいらしても点数に満たされた子がいて、見てる子がいるらしいのですよね。だからなんでそこで点数が出てくるのかなとおっしゃっていましたが、やはりそういうのって少なくとも現状にあるんですね。だからそういう意味では、学校の空き教室等がこれから使えるようになれば、あふれるという子がいらっしゃらなくなると思いますので、そういう話にもっていてもいいと思います。

- ◇町長（角田紘二） 今の点数というのはどういう事なのですか。わからないのですが。
- ◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 点数があるのですよね。
- ◇町長（角田紘二） それは人数の関係であれなのですか。
- ◇子ども支援係長（小林弘法） 子ども育成課の小林と申します。おっしゃるとおり点数をつけさせていただいているのですけれども、保護者の帰宅時間に応じて、あとは小学校の学年に応じて点数をつけています。6年生においての帰宅時間が現在ですと5時45分以上であれば、両親とも5時45分以上の家までの帰宅であれば、点数的には入れるような点数になっているのですが、低学年の子、1、2年生の子と5、6年生は違いますので、優先的には低学年から入るような仕組みになっています。保護者の帰宅時間が早い時間の方ですとやはり点数が下がってしまうので、そういったところで、点数をつけて優先的に低学年が入れるような仕組みになっております。
- ◇町長（角田紘二） そうすると、希望する人はもっといっぱいいるということなのですか。点数で入れない人が実際にいるわけですから。
- ◇子ども支援係長（小林弘法） 実際は高学年の方は希望者されないのですけれども、される方においても全部が全部入れるような形になれば、全員が希望したら定員はいくらあっても足りないようなところはあと思うのですね。ですので、判断基準とすれば帰宅時間が遅い方がより必要になるだろうと、そういう判断をしているのだと思います。ですから6年生だから入れないということはないと思います。
- ◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） それはわかっていました。点数設定という説明をして頂いたのです。
- ◇町長（角田紘二） 高崎は全員受け入れているのですか。
- ◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） いいえ、もうその子は6年生ですから今度中学生でしょ。4月からだからあと3か月我慢しようという事で。
- ◇町長（角田紘二） 実際には行きたいと言っても、そういう形で行けない人が出ているわけですね。
- ◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そうですね。
- ◇子ども育成課長（萩原保宏） 来年度の4月1日の入所希望はまだ二次募集がありますので確定はしておりませんが、昨年のちょうど今頃の状況は、実際に基準点に達していない方は34人いらっしゃいました。
- ◇町長（角田紘二） 全体でですか。
- ◇子ども育成課長（萩原保宏） そうですね。6年生はそもそも申し込みが少ないので0だったのですけれども、5年生においては75%くらい。ですから高学年になると加算の点数が少なくなりますので、低学年と比べますと比較的留守番ができる年齢になっているという事で、大変申し訳ないのですけれども点数に達していない場合にはお断りさせていただいている状況です。
- ◇町長（角田紘二） ちょっと時間が押しているのですが、ここで結論を出すということではありませんで、今の放課後児童の状況、学校の利用というようなことで議会への回答を前教育長と私と

できてきたわけですがけれども、この辺でぜひ教育委員の皆さんのご理解をいただいて、今後、今教育委員さんからのご指摘もありましたけれども、どういう基準でどういう方に利用していただくようにするかというような条件といえますか問題があると思いますが、できるだけ希望する方が入れるような状況も必要かなというふうに思いますので、また個別にいろいろ教育委員会のほうに、あるいは学校のほうに出さしていただくという事でご理解いただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。では次に移りたいと思いますがよろしいですか。



○議 題 (3) 教員の過重労働について

◇町長（角田紘二） 教員の過重労働についてであります。7番に新聞記事、「無くそう長時間労働、疲労する教師、東京新聞」、それから8番に「学校における働き方改革に係る緊急提言」という資料がございます。今回ここに取り上げるという事ですが、みなさんご承知のように教員の労働に関するいろいろな問題が出ておまして、政府も学校だけではなくに働き方改革という事で、今後働き方のいろんな問題点を解決していくという方向になっております。全体に働く人が少なくなっている現状の中でどのように働き方をしていくかという事は、今後社会の中でも解決していかなければならないのですけれども、特に学校の先生におきましては、クラブ活動ですとか教育の現場の中でこのような過重労働をしているという事がございます。この学期制の検討委員会の中でも先生方の負担軽減ということに関しまして、いくつかの提案が出されておりますが、今後実際の教員の方々がどんな勤務体制になっているのか、あるいはどういう過重労働をなされているのか、その実態を知ったうえで、どこをどういうふうに改善すればよいのかということも、教育の現場で一つ一つ検討していかなければならないと思っております。実態がつかめないことには対応の仕方がわからない、例えばスクールカウンセラーであるとかソーシャルワーカーであるとか、あるいは部活動の指導員とか、いろんなサポートする人たちが必要でありますけれども、実際にどこをどのようにサポートしていくのか、現状の中でどういうふうな解決方法があるのか検討していかなければならないと思っております。そういうような意味で、町としては新しい予算要求の中で、学校教育課からタイムカードによる労働時間の把握をしたいという事で予算の要求が出ておりますが、今後予算を検討する中でこれから検討させていただきたいと思っておりますが、この件に関して私自身も先ほどありましたが、ゆとりを持った教育の在り方というのは非常に大切だなと思っておりますが、実態をまず知って、それについて解決策を先生方と一緒に検討していくというのが重要だというふうに思っております。この点におきまして教育委員の方から何かご意見がありましたらお願いします。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） よろしいですか。教員の多忙化というのを聞いておるのですが、現実に私自身がそのような職種をしたことがないのですが、外側からしか見たことがないのですが実際どのくらいの仕事なのか、どのくらい時間に余裕がないのか、実際体験していらっしゃる先生

方に聞きたいのですが。

◇町長（角田紘二） では、教育長の方から。

◇教育長（角田博之） 教員自体は勤務時間の長い短いという実感はあまりないと思います。出勤簿制度はもちろんありますけれど、何時に来て何時に帰ってその間どのような業務をしたかというのは、なかなかそれを意識して子ども達と学校生活を送っているのではないと思うのですね。もちろん授業がありまして、中学校で言えば授業が終わった後は部活動がありましてという事で、勤務時間に関する意識の低さというのはあると思います。教員は基本的にまじめだと思うのですね、ですから本当に一生懸命やるのです。子ども達の指導もそうですし、親と連絡を取る必要があれば夜でも連絡を取らなければならないですとか、今働いている方が多いですので、夜学校に来ていただいているいろいろ話をさせていただくと。そういうことは勤務時間の点から考えれば非常に厳しいものがあるわけです。でもそれはやらざるを得ないというのも現在の状況ですので、勤務時間に対する意識というのは、私はこういう時代ですからもっと強く意識をする必要があると思って、その所の教員の意識改革というのが、今強く求められるのですね。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） そうしますと、この多忙化というのは現場の先生方が自発的にこういうふうにしたら早く帰れるとか、こうしたら時間が空くとかしないといけないという事なのですよね。持てないっていう事かな。

◇教育長（角田博之） 学校の中で軽減できる業務については、ここはこうしていこうとか、これは無くしていこうとか、会議の回数は減らそうとか、そういう自助努力といいますかね、今までもやってきたとは思いますが、今後はよりそれを学校の中でもやっていかなければなりませんし、また教育委員会ですとかそういうところでサポートしていく体制を作っていくのも必要だと思うのですね。両方でやっていかないと、なかなか教育委員会だけでもできないし、学校だけでもできないし。先ほど町長からお話があったように、実際はどうなのか、今の実態をまず把握することがまず必要だと思います。

◇委員（五十嵐英博） 私も学校にいた者ですので、特に中学校の教員については部活動がかなり過重労働になるのかなと。勤務時間、教員の勤務としての多忙化の一因になっているという事で、2、3日前でしたっけ、昔のスポーツ省が部活動をとにかく平日は2時間まで、それから土日についてはどっちなか休みにする、連続で土日やらない、休みを1日取ろうというようなある一定の基準を案として出したりして、そういう歯止めを立てていくというのも必要かと。部活については顧問に任されているし、顧問も勝たせたい一心でだんだん部活時間が長くなっていくという現状があるので、そういうのも必要かなと思っております。あと具体的には授業に関わって、授業の準備をしたり子どもにテストをして丸を付けたり、家庭へのお便りを書いてみたりいろんな仕事が入っているからその辺を見直していくと、授業の準備まで含めて勤務時間が終わるような体制を作ってやらないと教員の多忙というのは解消されないのかなと思います。

◇教育長（角田博之） 教員の健康といいますか、心身の健康ですよね、それが多忙な中で保たれないということになってきているので、それではいい教育は決してできないと思っておりますので、教員の心身の面から考えても多忙化というのは解消していく必要があるだろうと思います。

◇委員（齋藤玲子） 多忙化について、いろいろマスコミ等でいろんな事象が紹介されていて、部活動も先生がやるのではなくて外部の人に頼んでやっていただくとか、授業の準備等についてもコピーをとったり資料作りをしたりということを専門にお願いするような、常用してくれるような方を頼むとか、そういうことを実際にやっている学校もあるようなのですけれども、そういう人を頼むという事になると、結局予算をとらなくてはならないと思うのですね。そうした場合に町としてどれだけ予算を確保して、例えば具体的に多忙化の一つ一つを見直す場合に、ではこういうところに人を配置しようとか、こういう部分を改善しようとか、予算付けについてどうなのかなってというのが、問題なのだろうと思っておりますけれども。

◇町長（角田紘二） いろんな考えがあると思えますけれども、まず実際の教員の方の勤務時間あるいはいろんなところでここではどうなのかというのが出ているわけなのですけれども、実際どうなっているのかというのは我々ではわからないところがあるので、出勤簿は何かハンコを押しているようなのですけれども、今時ハンコで出勤簿を管理しているのは珍しい訳なのですけれども、私のかつての前職は医療界なのですけれども、医療界も一時は時間なんて、医者なんか時間なんてあってないようなものだと言われてやっていたけれども、過重労働ですとか労働基準法とか、医療とか教育だとかというものはそれから外れるのではなくて、同じ労働者としてちゃんとやらなくちゃいけないという前提のもとに全てやっていただかないと一様に論じられないし、実態がわからないところがありますので、私自身はここから出発しないといけないと思いますが。医療のところも北里大学が問題になっておりましたけれども、あのような形でたぶんですね過重労働で1ヶ月80時間とか100時間とかの長時間労働でやっていた所もあるんですよ。けれども、それでは何も解決されませんので、まず教員の方がどれくらい1週間働いて、どれくらい休暇を取られているのか、それで夏休みですとか連続して何日間とか休むとか、いろんなところで工夫がされつつありますし、在宅でいろいろな仕事をやられるというようなことも出てきておりますので、いろんな方法でもってまずやって、それから先ほど出ておりますようなサポートする人をお願いして、そこで先生がやらなくてもいい仕事はそちらにやっていただくという方法もあるのでしょうか、まず町としては実態を把握して先生方の働き方改革、先生方の働き方がどうなっているのかというのをまずつかむと。緊急提言の中にもいろんなことが書いてありますがその辺でまず第一歩をやりたい。予算的には非常に厳しい状況ですので、今ここでできるとかできないとかいうのはなかなか言えないですけれども、まず一つ一つやっていかないとなかなか解決できないので、限られた予算の中でやっていきたいとは思いますが。全て町でやる事はですね、サービスだという住民の方の考えもあるわけですけれども、今まで無料でやってきたものも、やはりその恩恵を受ける人にある程度の負担

をしていただいて、いろんな事情で払えないという、支払いができない方にはそれに対していろんなサポートをするというような考え方の変換をしないと、なかなか今の町の予算で新しくいろんな場面を満たすというのはなかなか厳しいという状況であります。そんなことで今回タイムカードという、具体的に出ておりますけれども、そういうことを一つ一つやりながら次につなげていきたいというふうに私自身は考えています。何かありますか、学校教育課。

◇学校教育課長（小板橋保） 先生の多忙化の解消については先ほどのようなのですけれども、予算的には今町長からもお話がありましたとおり、タイムカード、各学校は今ハンコでやっている状況ですので、本当に何時に来て何時に帰るかわかりませんので、タイムカードでそういったことをおさえようとしております。それと先ほど齋藤委員からもあったのですけれども、中学校の部活動につきましても国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということで外部指導員の導入につきましても考えておりますので、予算要求をさせていただいております。その他に事務のお手伝い、こちらのサポート職員、こちらについても、私どもの方もお願いして何とか予算をつけてくれという事で、解消策は全部やっておりますので、お金のかかることなのですけれどもぜひ認めていただいて、先生の負担をなくしていかなくてはいけない。それをすることによって、先生と子ども達の触れ合う時間が長く持てますので、いいことだと思いますので、ぜひ町長よろしくお願いたします。

◇町長（角田紘二） この議題はこの位にして次にいきたいと思っております。



○議 題 （4）その他

◇町長（角田紘二） 時間が本当に押してしまっているのです、その他ですね、総合教育会議、9番目の玉村総合教育会議設置要綱ということであげさせていただきました。これは先ほど冒頭の挨拶で話させていただきましたけれども、平成27年4月1日から改正になって、そこで総合教育会議を持つとなっておりますが、先ほど触れましたからあれですけど、主なことは会議を公開するという第5条というのがあります。これは、前々回は傍聴人の方が来ておまして、公開するのが原則ということですね。それから会議の終了後遅滞なく議事録を作成してこれを公表するということがありますので、議事録の署名人とか、あるいはどこに公表するか、ホームページですとか、そのような手続きが必要ということになっております。それから会議の事務局は学校教育課ではなく総務課がということであります。会議は町長が招集するという事でありまして、私自身の考えはその都度何か緊急なものがなければ、年2回程度の会議で意見交換、あるいは協議をお願いしたいと考えておりますが、この辺はまた検討する必要があるかと思っております。何点か公開の仕方あるいは傍聴人の問題ですとか皆さんと協議する必要があると思っておりますが、また事務局のほうで案を考えてお話ししたいと思っております。それから次の教育大綱という項目がありますが、これも法律に基づいた総合教育会議で検討するという事で、最初の文科省からきた教育に関する大綱を首長が策

定と言う事で、教育の目標や施策の根本的な方針ですね、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるということになっております。総合教育会議において首長と教育委員会が協議調整を尽くし首長が策定するという事で、大綱をどうするかということではありますが、はっきりとしたものはないですが、前教育長に伺った時に玉村町に冊子があるのですが、玉村町教育振興基本計画というのが平成24年3月に玉村町教育委員会からでておりました、前の教育長に伺った時には、大綱を玉村教育振興基本計画、これに変えていいということでこれにしてあるという前町長と教育長の間の話でした。それはそれとして、教育の基本的な考え方について皆さんと一緒に考えたほうが良いというふうに私自身思っておりますし、教育振興基本計画の中によりますと、玉村町の23年当時の第5次玉村町総合計画、玉村町教育行政方針をもとにこれを作っていると書いてあります。24年から今年30年ですので6年間となっておりますし、大綱の意味するところをもう少し研究して、先ほど教育長からもお話がありましたように時代がどんどん変化しておりますので、やはり時代にふさわしい、あるいは皆さんと意見を交えたうでの玉村町の教育大綱というのを検討する必要があるのではないかと考えております。この辺に関しましては事務局のほうでいろんな所の大綱を参考にしながら、どのような内容の大綱にしていくのか、どういうものが良いのか検討させていただいて、また次の時にでも皆さんにお配りしたいと思っております。文章を作るのが目的ではなくて、皆さんと意見交換をしながら、そこで玉村町の教育はどうあるべきかというのを協議して作っていくという過程が大切だろうというふうに私は思っておりますので、そんなことで大綱については作るという方向でぜひご理解いただいて、方法に関しては後日皆さんにお謀りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今その他に入ったのですけれど、他に何かありますか。皆さん何かあれば出していただきたいと思いますが。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） 平成24年度に作られたというのは、私が今年5年目に入ったのですね、教育委員を就任しまして。ですがそれを見たことがないのです。

◇町長（角田紘二） 斉藤委員さんももらっていないと言うので。

◇事務局（萩原正人） では、まだあるそうですので。

◇町長（角田紘二） その辺がやっぱりちょっとあれだと思うのですけれども、インターネットなどを見てみますといろんな所でちゃんとしたものが載っていますので。これは現状の認識ではいっぱい掲げてありますけれども、情勢が変わっておりますし、これを大綱としてよいのかというもありますので、その辺を少し検討させていただいて、また提案させていただきたいと思います。



○閉 会

◇事務局（萩原正人） ありがとうございます。それでは議題のほうは終わったのですけれど、何か他にご意見等ございましたら。特に無いようですので第1回玉村町総合教育会議を終了いたします。皆さんどうもありがとうございました。

午後3時26分閉会

ここに署名する。

町 長

教 育 長